

健生食輸発1220第1号
令和5年12月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産コブミカンの葉のピリミホスメチル及び中国産きくらげのクロルピリホス)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年12月13日付け健生食輸発1213第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、タイ産コブミカンの葉のピリミホスメチルについてモニタリング通知の別表第2及び3から削除し、中国産きくらげのクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。